

- ・資料 4 条例_検討経過
- ・資料 5 条例_検討状況
- ・資料 6 条例_住民自治協議会アンケート結果
- ・資料 7 地域再生計画_環境に配慮した生活環境が整うまちづくり計画
- ・資料 8 地域再生計画_地方創生汚水処理施設整備推進交付金事後評価調書
- ・参考資料 伊賀市自治基本条例見直し方針

資料の過不足があれば、事務局へお声掛けいただきたい。

★感染症防止対策

本日は感染症対策として、委員同士の間には衝立を置かせていただいている。窮屈かと思うがご理解いただきたい。また、ご発言の際にご使用いただくマイクについては、担当者が毎回消毒を行うのでご協力をお願いします。

★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は運営規程により、会議を公開し、会議の傍聴を認めている。本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いします。

また、会議録についても公開させていただく。

★会議成立の確認

本日は、委員の半数以上の出席をいただいているので、会議は成立している。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただく。

2. あいさつ

(事務局)

はじめに、岩崎会長よりあいさつをいただく。

－会長 あいさつ－

皆さんこんにちは。本日もよろしくお願ひいたします。大変お忙しいところ、ご参集いただきありがとうございます。本日、大変重要な議題が並んでいる。総合計画、それから自治基本条例の見直し検討についてだが、今日の時点で何かとりまとめたり、決めたりという性格のものではない。総合計画については、前回、中間案についてお認めいただいたが、その後の状況の推移について説明をさせていただくということで、パブリックコメントや住民自治協からの答申についてご覧いただく。また今回、広報については色々と初の試みもしていただいたので、そうしたことも交えながらご説明いただきたいと思います。本日、資料が机上配布になってしまったが、ゆっくりとお目通しいただきながら意見交換できればと思っているのでよろしくお願ひしたい。また、二つ目の議題にある「自治基本条例の見直し検討」についても、今日は、今の検討状

況について報告し、その検討状況に関してご意見をいただければと思っている。これについても本日何かとりまとめるということではないので、是非ざっくばらんなご意見をお聞かせいただければと思っている。

3. 議事録署名人の指名について

★議事録署名人の指名

(会長)

議事録署名人の指名だが、本日は松山委員と澤野委員にお願いしたいと思う。よろしく願います。

4. 議事

(1) 第2次伊賀市総合計画第3次計画(案)の策定について

(会長)

住民自治協からの答申、あるいはパブリックコメントで寄せられた意見について、これから庁内での検討を経て市としての応答についても検討いただく段階だが、今日それに先だって、まずどのような意見、答申が寄せられたかについて委員の皆様へ情報共有させていただき、ご意見等賜れればと思う。さらに、市長選が前回の中間案のとりまとめ以降にあったので、市長がどのようなマニフェストを掲げられたかもご確認いただき、それをいかにして総合計画に反映させていくかということも論点になってくるので、そうしたことについても情報共有させていただき、皆様からのご意見をいただきたいと思う。では、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料1 総合計画__住民自治協議会からの答申一覧についての説明】

【資料2 総合計画__パブリックコメントの意見一覧についての説明】

【資料3 総合計画__事務局修正案についての説明】

(会長)

各資料が大量にあり、本日机上配布で大変申し訳ない。この後じっくり読んでいただきながらご意見を賜りたいと思うが、今日中に全て目を通し、さらにご意見を全てに渡っていただくのは難しいと思うので、審議会の後でも、事務局にご意見をお寄せいただければと思う。パブコメについては、市民から寄せられた意見に対して一件一件応答する義務が市にはあるので、ここに示されている意見を計画内容に反映させるのかどうか、反映させるとしてどのように反映させるのか、反映させないとしてなぜ反映させないのかということについて応答していくことになる。住民自治協議会の答申についても同様の取扱いがなされると推測するが、パブコメや住民自治協議会の答申をご覧いただいて、重要な意見なので反映させるべきだというものがあれば、この審議会でもだめ押しをしていただくと意見の重み付けが違ってくるので、是非ご意見

をいただきたい。では、少し時間を取りながら、気付いた時点でその都度ご意見いただければと思う。さしあたり 15 分程、40 分位まで目を通していただいたり、自由にご発言いただく時間を取らせていただきたいと思う。

—確認時間—

(会長)

これだけ大量の資料を今日見ていただいて、今日すぐにご意見いただくのが土台無理な話なので、是非持ち帰っていただいて、お気づきの点など事務局に投げただければと思う。今回のパブコメのコメントの中にもあるように、広報の新しいやり方についてはかなり好評を得ているのではないかと思う。既存の方法などと併用させながら色々と広報していただければと思うが、さらに言えば、今回の計画策定に関して、この審議会でもグループ毎にそれぞれの章の担当を決めて検討いただくという新しい検討の仕方を取らせていただいた。是非、このパブコメや住民自治協議会からのコメントを見ていただく際にも、ご自身が直接計画検討に携わった部分などを重点的にご覧いただき、ご意見いただきたい。次回の審議会で、この総合計画の最終案についてご確認いただく手順になっている。その点も踏まえ、またご意見等あれば、事務局に投げかけていただければと思っている。では、続く議題に進めさせていただく。二つ目、「伊賀市自治基本条例の見直し検討について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

換気をさせていただきます。良いか。

(会長)

5 分間ほど休憩とし、その間、換気をさせていただきます。では、50 分まで休憩とする。

—換気のため休憩—

(会長)

では、再開させていただく。続いて議題の二番目「伊賀市自治基本条例の見直し検討について」、現在における検討状況についてご報告させていただき、委員の皆様からの現段階でのご意見をいただきたいと思う。事務局から説明をお願いします。

(2) 伊賀市自治基本条例の見直し検討について

(事務局)

【資料 4 条例__検討経過についての説明】

【資料 5 条例__検討状況についての説明】

【資料 6 条例__住民自治協議会アンケート結果についての説明】

(会長)

資料をご覧いただく時間を取らせていただくが、専門部会に参加している私から少し状況の説明と補足説明をさせていただく。資料4にある専門部会と市とでは幾度かキャッチボールをしてきたが、この親会への状況報告がなかなかできず申し訳なく思っている。中間段階での状況報告が難しく、一通り条例全体について意見交換をさせていただき、それを踏まえた市の見直しについての論点や方向性を資料5としてとりまとめていただいている。「キャッチボールを踏まえた、市として今考えている論点と方向性」を資料5では示しているのであって、これらを論点とすることや市の考えている方向性について、専門部会も諸手を挙げて一致した考えだ、ということではない。資料5はそういう性格のものであると、まずはご認識いただきたい。なので、例えば資料5をご覧いただくと、大きな方向性として「理念条例」とする、現行条例は全国の自治基本条例を見渡してみてもかなり条文数の多い、しかも複雑な構成になっているので、見直しを図る必要があるのではないかと、ということについては、広く薄い認識としては、専門部会でも共有ができていていると思っている。ただ、例えば1ページの一番下にあるような部分、今かなり条文数が多く理念の部分だけではなく実行の部分も条例の中に含まれている、その「実行の部分についての規定も含まれている」部分が住民自治協議会の部分に当たるわけだが、この部分を全く無くしてしまおうということではなく、自治基本条例と、それから住民自治協議会についての個別の条例とに住み分けをしていこう、という主旨で方向性は示していただいている、それについては「その方向性で検討を進めるべき」、という意見も「自治基本条例のほうに残しておくべき」という意見もあり、専門部会で意見が分かれる。また、地区連合会、地域振興委員会、支所の規定などについても残すかどうか、既存のままで残すことは難しいにしても、自治協を支援するという主旨の規定を何らか残しておくのが望ましいのではないかと、という意見などもあった。このように、専門部会でも賛否両論出ている中で市としての方向性をとりまとめているので、委員の皆様からも是非多様なご意見を承りたい。もう一点、これも常々この審議会でも確認させていただいてきたが、伊賀市全体の自治の在り方と、条例の在り方、どのように切り分けながら、この審議会では何を議論していくのかということが論点としてかつてから存在していた。この審議会はあくまで、伊賀市の自治の在り方を条例として保障するのにふさわしい条例とは何かを審議する役割を持っているということを確認させていただいてきた。自治の在り方をどうするかに関しては、別途検討いただいている。例えば支所の在り方などについて、この審議会でも結論いただこうということではなく、別のところで結論を出していただいて、その結論を受けて、この審議会としてはどのように条例で定めておくのか、仮にこの部分を削除するとして、何らか自治協議会を支援する別の規定などが必要ではないかなどについてご意見いただくということも、もう一点、確認をさせていただければと思う。自治の在り方については、今いくつかのところで並行する形で検討が進んでいる。そのような検討の状況などを見据えながら、当審議会、そして専

門部会においても、どのような条例で保障していくのが望ましいかについてご検討いただければと思っている。では、また同じように10分位時間を取らせていただいて、資料にお目通しいただき、ご意見等いただければと思う。

—確認時間—

(会長)

時間だが、委員の皆様いかがか。

(委員)

よく分からないところがあるので、まずは教えていただきたいのだが、これは合併をした当初、各合併された側の市町村を保護するために作った条例が今もまだ残っているということか。各合併された側の市町村から色々な意見を聞きましょう、と。そういうわけではないのか。

(会長)

必ずしもそうではなく、新しい自治のしくみを作っていこうという部分と、他方で支所のように旧来の自治の単位を発展的に維持させていこうという部分とが共存しているということである。

(委員)

見ていると色々なところで、この自治組織への意見をそこに周知しないといけないとか、そこと会話をしないといけないなど書いてはあるが、この辺りの対応は、スピードが要求される時代にここまでやっていて間に合うのか。

(事務局)

仰るように、自治協からの直接の意見というのはなかなかないと思うが、今、他の活動もそうだが、住民自治の活動も含めて、担い手がいないとか、負担になっているというようなことも、直接、声では聞く。なかなか意見として公式に動くのは難しいかと思うが、そのような中で、当然今仰ったように、この条例自体が、新しい市をつくる時の理念の条例であるとともに、合併する時に新しい町をつくるが、こういう部分については新市建設計画ということで担保しておかなければならないということ謳っていることでボリュームもこれだけになっている中で、自治協に権能が付与されている部分が多いが、そのことで却って、行政で手続き的に何かしなければいけない時に自治協の意見を伺うという手順があるので、行政サイドとしては、コロナ禍の中でもある程度時間をかけて皆さんの声を聴きながら取組をしていかなければならないということがあるが、却って自治協にすると、個別に色々な取組に対して市からそれぞれ自治協の意見を聞かせてもらう機会を持たせてほしいと言うので、色々なことの宿題がたくさん来る、ということも実際にはあるかと思う。

(委員)

ありがとうございます。ただ、本当に限られた人員でどこまでできるのかが疑問で

ある。集まれるのかということもあり、YouTubeなどは本当に有意義なことだと思っている。意見が言い易くなった分、顔が見えないので色々な意見は出てくるかとは思いますが、自治協議会にかかる分、別の所に力を入れることができるのではないかと。この議論はずっとこの審議会で話し合ってきた、と。これからもこの審議会で話をしていく項目なのか。

(会長)

参考資料として、「自治基本条例の見直し方針」を付けていただいているが、この「見直し方針」をとりまとめる段階ではこの審議会でも頻繁に意見交換を進めてきた。この「見直し方針」策定は、先ほど事務局にもご説明いただいたが、別途専門部会を設置し、そこで専ら市と意見交換を進めてきたので、この審議会ではなかなか住民自治の在り方について意見交換させていただく機会がなかった。専門部会と市との間のキャッチボールも一通り済んだところであるし、また、それに対しての市としての方向性もある程度はこの後出てくる見通しがあるので、今後はこちらの「親部会」と私は呼んでいるが、親部会との間の意見交換が密に頻繁なものになっていくと思うので、また是非ご意見を聞かせていただきたいと思っている。

(委員)

聞くとところによると、住民自治協議会に渡されるお金がだんだん減ってきているということで、運営していただいている役員の皆様方に大変苦勞をかけているかと思うが、結局、お金だけの問題ではないかもしれないが、やはり何か事業をしてもらおうとすると、そこにどうしても予算的なものがかかってくる。ある程度の労力は市民が提供するが、それ以上になると、予算的なものが少ないとなかなか活動に結びつかない。今現在私たちのところでもそうだが、区長会が全面的に住民自治協議会に入っている中で、それぞれのその部分にあっても区長が全部入ってしているので、その辺りがもう少し住民に渡るとまた少し違った形になるかとは思っている。その辺りが今これを読んでいても、不満に思っている方が多いかと思うので、その不満が出ているところを改善していかないと住民自治協議会としてのその役割というのは難しいのではないかと。そして、今、伊賀市は特に多文化共生の中で、外国人の方もそれぞれの地域にいる。住民自治協議会は全ての地域に住んでいる住民の方が対象であるので、当然、外国人の方もその中に入っていると思うが、その人たちが住民自治協議会の一員として活動しているかといえば、ほとんど何もしていない。お声がけや呼びかけが足りていないと思う。本当に生きた住民自治基本条例を作るならば、全ての住民が平等にその中に入っていけるしくみ作りを是非ともお考えいただきたいと思う。

(会長)

貴重なご意見であるし、区長の皆さんと自治協との連携というか役割分担は年来の課題なので、引き続き市でも検討を進めていただきたい。

(委員)

まだ理解できていないところがあり、申し訳ない。住民自治協議会というのは、他

の市町村はどのようになっているのか。例えば、同じように合併した地域が、どこまで住民の声を聴いているのか。本当に聴かないといけないと思うが、その範囲があるとは思ってはいる。どこまで実態として他の市町村がしているのか、もし分かれば教えていただきたいと思う。

(会長)

県内他市の状況と、参考までに隣の名張市の状況などを事務局からご紹介いただければと思う。

(事務局)

県内でも全てではなく、いくつかの自治体にこのような地域自治組織があるが、伊賀市の特徴としては、16年11月に合併し、それと同時にこの条例ができ、自治協というものが位置づけられて、それから2年位の間に全域にこの組織ができている。全国的に見ても早いほうで、この自治基本条例も早かったし、自治組織が全域にできたのも早かったと思っている。ただ、その早かったことが一つの課題ではあり、任意の組織であるが、地域によっては「させられた」と感じている所もある。実際は、自治会が基本となっているのはどこも同じだが、自治会をベースに小学校単位で自治協議会を作りましょうという考え方であるので、これから人口も減り、高齢化が進む中では、行政だけではできないことを地域の方と一緒にしていきましょう、という考え方が中心になっている。その考え方が全国どこでも同じような状況であるので、そうしようということで、増えてきているのは確かである。名張も少し遅かったと思うが、大体同じような時期に全域で、自治協議会という名前ではないが、同じような組織はできている。

(事務局)

今資料を確認していたのだが、あと県内では四日市市、亀山市、鈴鹿市、志摩市辺りで同じような条例がある。全国の類似の団体も調べているが、総じて伊賀市ほど条文が多いところはなく、もう少しボリュームが少なく、基本的な理念のことなどを謳っているところが多い。

(会長)

大変貴重なご質問である。見直し方針の策定は、もう2, 3年前になり、その間、審議会の委員の皆様も新しく委員になってくださった方が多数おられるので、もう一度この審議会で意見交換を進めて、再開をさせていただく際には、改めて自治基本条例や、そこに位置付いている住民自治協議会について学習していただく機会が必要かと思うので、改めてそういう機会は設けさせていただきたいと思う。

(委員)

まちづくりに私が参加させていただいたのは、定年になる少し前くらいだったが、それまで地域に自治協というものがあることを知らず、いきなり「役員をして下さい。各区から女性は何人です。」と言われ、していたが、だんだん高齢化してきて、役員をする人が少なくなっている状態で、一番まちづくりでしなければならないと思う

のは、やはり高齢者や一人暮らしをしている人たちが、活発に参加してもらえる行事をすることである。うちなら壬生野のセンターへ足を運べる状況であれば良いが、全くそういうことが出来ていないのが現状で、それぞれの委員が色々してくれているが、やはりだんだん年寄りが動けなくなって、役員をする人も決まってくるし、女性もなかなかそこで役員をするということができていない状態が今続いている。少子化も進んでおり、若い人たちは、勤めで日曜日くらいしか家にいないということだが、そういう若い人たちがもっと参加できるような自治協にさせていただかなければ、高齢化してきた時に役員をする者がいなくなって消滅してしまうのではないかと。また、高齢者が市民センターへ足を運べるような健康グッズ、今まで置いてあったのがなくなってしまい、今では足を運ぶことができなくなっているのも、その辺りをこれからもっと考えていただいて、活性化していただければ良いといつも思っている。

(会長)

条例を見直すというのは一つのチャンスだと思っていて、住民自治協議会の位置づけを改めて再確認するというのと、再確認するだけではなく、もう一度位置づけ直す、再定義することは、やはり今の状況に即して必要になってきていると思う。今回は、理念条例にしていくということなので、寄せていただくご意見をどこまで条例の中に盛り込めるかというところが、少し悩ましい部分はあるにはあるが、貴重な課題をいただいていると認識しているので、この審議会、あるいは自治組織の在り方の検討部会など、各部署に課題を共有していただいて、しかるべくそれぞれの部会、検討単位で検討していただきたいと思う。

(委員)

まず私自身が自治協というものをいまいち分かっていないので、その分的を射ていないかもしれないが、まず、まちづくりのアンケート、「現状の課題について」で、やはり生の声、年に1回程度住民の意見・要望を聴いてほしいという内容があり、自治条例の最初にも年に2回意見交換したというようなことが書いてあるが、相違があるというか、実際、そんなに自分たちの声を聞いてもらっていないというのが強くあるのかなということと、実際私も家を持って多分自治会に入っているのも、これにおそらく関わっているのだろうが、それを理解していない若者が多いところを踏まえて、実際にこういう場に来て、「こういうのが条例としてあるんだな」と知るきっかけになったので、もう少し若い世代がこういうことをやっているということを知る環境になると、伊賀市はがんばっているということになるかと思った。

(事務局)

今の話から思ったことだが、役所の側からすると何か進めたい取組があった時に、皆さんのところへ声を聴きに、義務だと思う人もあるだろうが、住民の声や自治協の声を聴かせてほしいと思い、出向いて行っているつもりをしているが、皆さんが言っているのは、住民の生の声を聴きに来てほしいということかと。自分たちが課題のある時だけ来て、説明会をするような感じに思っていて、双方向のやり取りが出来てい

ないことが反省点かと思った。

(事務局)

この住民自治協議会が合併と同時に、16年12月24日にこの条例が出来ているのだが、それから設立する際に、「条例ができたので地域で住民自治協議会をたくさん作らなくてはいけない」、「2年以内に作れば100万円の交付金を支給する」という形で、早く組織の結成を促した。それで、この協議会を作ることの意義や、それぞれの住民の参加、先ほど委員からご指摘のあった外国人の方の参加や事業所の参加についてあまり地域内で深く考えずに、自治会を中心として自治会組織、その当時自治地区の連合した組織があり、5つの自治会が組織をして小学校単位で集まってやっていた、そこを中心に、とりあえず2年以内に作れば100万円もらえる、と作ってしまった。その結果、住民自治協議会という組織と、自治会連合会というか自治会がくっついている組織とが機能を分担したり、住民自治協議会を大きな傘にして、その中の一部に自治会があるという形にしているところもあるし、小さなところでは自治会と協議会が一体化しているところもある。地域で取り組み方が千差万別になってしまっている。その結果、先ほど委員からも話があったが、自分が自治協議会の会員になっているという自覚がなく、自治会は会費を払っているから会員だが、自治協議会の会員ではないと思っているのかと。「自治協議会の会員になりますか」と問われることもなく自然に組織されているので、自治会や役員で関わるようになって初めて、自治協議会という組織が上にあって、そこが市から交付金をもらったり、活動の場として地区市民センターが提供されたりしているということが分かってくるかと思う。だから今回見直しの一つで出ているが、住民自治協議会、皆さんで協議してまちづくりを進めようという理念に止めておいて、自治協議会の運営と組織に関しての条例を外に出そうという議論がされている。今まで順番性で住民自治協議会の会長も1年交代だったので、まちづくりも「去年と一緒のことでしておけば良い」と前例踏襲主義で、新たに前へ開いていくところがなかったが、外へ出すと、自治協議会組織についても細かいことを決めることができるので、例えば、複数年の役員任期を設定するように努めなければならないといった細かいこともできるので、本来の補完性の原則に基づく市行政と地域とがお互い補完し合ってまちづくりを進めるという方向により近づけるのではないかと思う。今、自治協議会についていただいた意見は、その外へ出して作ろうとしている自治協の組織と運営に関する条例の中にしっかり入れることが可能になるので、色々な意見を頂戴できれば非常にありがたいと思っている。

(会長)

さらにいかがか。よろしいか。繰り返しになるが、専門部会としても、こちらの審議会と密に情報共有してこられなかったことは反省点と弁えており、今後は専門部会での議論の状況や、タイムリーに皆さんと共有させていただくこと、あるいはこちらで多様な見地からご意見いただく機会を複数回設けさせていただくなど、そのような形で審議を進めたいと思っているので、どうかよろしくお願ひしたい。とりあえず、

本日は、この間の専門部会における検討状況と、それを踏まえた、現在市としてどのような論点を設定して、それに対してどのような基本的な方向性を持っているかについての状況報告をさせていただいた、ということにさせていただきたいと思う。では、「その他」。(1)地域再生計画の事後評価について、事務局から説明をお願いします。

5. その他

(1) 地域再生計画（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）事後評価について

(事務局) (下水道課)

【資料7 地域再生計画_環境に配慮した生活環境が整うまちづくり計画についての説明】

【資料8 地域再生計画_地方創生汚水処理施設整備推進交付金事後評価調書についての説明】

(会長)

地方創生である。前回の総合計画の時にもご審議いただいたが、当審議会は地方創生に関することも審議事項となっているので、その地方創生に関連する交付金事業の評価をしてくださいということである。説明があったように、資料8、二つの指標を設定しているところ、「汚水処理人口普及率」について、その事後評価として「△」を、指標2の「環境基準値の維持」については、実際維持しているので「○」をつけている。これに基づき、その隣の「指標総数2」に対して、「達成数1」と、行政としては評価をされている。こうした評価が適正かどうかについてご審議ください、ということだと思う。いかがか。実際の目標達成状況との関係でも一方は「△」、一方は「○」とつけていただいているところ、適正な評価ではないかと思うが、そのようにとりまとめさせていただいてよろしいか。ありがとうございます。では、当審議会としては、適正な評価をされていると評価をさせていただきたいと思う。では、「その他」の(2)について、事務局から説明をいただきたい。

(2) 【第11回伊賀市総合計画審議会】

(事務局)

- ・次回日時決定：3月8日（月）午前
- ・次回事項の確認

(会長)

予めご用意いただいている議題については全て審議し終えたが、全体を通して委員の皆様からご意見やご確認等あるか。よろしいか。事務局から何かあるか。

(事務局)

これまで審議会の開催案内について別途紙で通知し、資料についても郵送していたが、少しでも早くお示しでき、変更があった場合もすぐに連絡できるように、また、出欠確認

も容易かと思うので、可能であれば、総合政策課の代表までメールアドレスを送っていただきたい。メールで事前資料の配付や開催案内をさせていただきたいと思っている。ご協力よろしくお願ひしたい。

(事務局)

担当から念のためにメールアドレスを配布させていただく。今回12月18日でパブリックコメントを締めしたが、思ったよりもたくさん意見が来ていたため、火曜日くらいまで意見をまとめるのにかかってしまい、机上配布という形になってしまったので、メールアドレスを聞かせてもらっていたら、資料を前もって、例えば1日2日でも前に送れたのに、ということも反省して踏まえ、ぜひご協力をお願いしたいと思う。

(会長)

審議会当日の紙の資料はご用意いただくが、予めお目通しいただきたくて、ただ直前でしかお配りできないケースでは今ご提案のあったようなことにさせていただくということだと思うので、お願ひする。

(事務局)

例えば、開催通知を早くに案内して、2、3日前にもう一度という時に使いたいのでよろしくお願ひする。

(会長)

では、全て審議し終えたので、進行をお返しする。

閉 会

(事務局)

岩崎会長どうもありがとうございました。皆様も長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。それでは、本日の審議会を終了させていただく。皆様、お疲れさまでございました。

議事録署名欄

令和 年 月 日

_____ 印

_____ 印